



## ○長野県告示第170号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項に規定する医師として次のとおり指定した。

平成14年3月22日

長野県知事 田中康夫

氏名	診断に当たる障害別	診療を行う医療機関の所在地及び名称
赤石 江太郎	視覚 聴覚 平衡 音声・言語 肢体不自由	松本市旭3-1-1 信州大学医学部附属病院
大口 秀利	音声・言語 肢体不自由 心臓 腎臓 呼吸器	下高井郡野沢温泉村大字豊郷8854 医療法人 大口内科
大和 俊彦	肢体不自由	岡谷市本町4-11-33 岡谷病院
北原 博人	心臓	松本市旭3-1-1 信州大学医学部附属病院
坂野 義隆	肢体不自由	岡谷市長地2630 諏訪湖畔病院
藤松 利浩	心臓	松本市本庄2-5-1 医療法人慈泉会 相澤病院
森川 茂	肢体不自由	上田市保野710 医療法人光仁会 川西病院
落合 二葉	免疫	諏訪市湖岸通り5-11-50 諏訪赤十字病院
高林 康樹	免疫	諏訪市湖岸通り5-11-50 諏訪赤十字病院

## 障害福祉課

## ○長野県告示第171号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項に規定する医師として指定した者が診療を行う医療機関の所在地及び名称が次のとおり変更になった。

平成14年3月22日

長野県知事 田中康夫

氏名	変更前の医療機関の 所在地及び名称	変更後の医療機関の 所在地及び名称
矢嶋 嶺	小県郡武石村武石771-1 武石村診療所	小県郡武石村大字沖250 矢嶋診療所

## 障害福祉課

## ○長野県告示第172号

身体障害者福祉法施行令（昭和25年政令第78号）第1条の2第2項の規定により、次のとおり医師から指定の辞退があった。

平成14年3月22日

長野県知事 田中康夫

氏名	診療を行う医療機関の 所在地及び名称	辞退年月日	理由
小堀 求	伊那市大字西箕輪6580	平成14年3月1日	辞退希望

## 障害福祉課

## ○長野県告示第173号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第5条第1項の規定により、次のとおり検査を実施する。

平成14年3月22日

長野県知事 田中康夫

実施の目的	実施する区域	実施の対象となる家畜の種類及び範囲	実施の日	検査の方法
ブルセラ病、結核病及びヨーネ病予防のため	小諸市 南佐久郡 小海町 八千穂村 上田市 小県郡 丸子町 茅野市 諏訪郡 富士見町のうち 立沢 乙事 境 伊那市のうち 伊那 上伊那郡 高遠町 宮田村 飯田市のうち 伊賀良 山本 下伊那郡 高森町のうち 牛牧 山吹 上市田 下市田 阿智村 喬木村 松本市のうち 島内 島立 新村 和田	搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛及び当該雌牛と同一施設内で飼育している牛	平成14年 4月1日 から 平成15年 3月31日 まで	ブルセラ病 急速凝集 反応法 結核病 皮内注射 法 ヨーネ病 酵素免疫 測定法に よる検査 又はヨー ニン検査

	今井 木曾郡 南木曾町 木祖村 東筑摩郡 四賀村 坂北村 南安曇郡 穂高町 須坂市 上高井郡 小布施町 山ノ内町 上水内郡 戸隠村 小川村			
	県内全域	種付けの用に供し、又は供する目的で飼育している雄牛及び当該雄牛と同一施設内で飼育している牛		
ヨ-ネ病発生予防のため	県内全域	1 搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛のうち、県外から導入されたものであって過去に県内で検査を受けたことのないもの 2 繁殖の用に供し、又は供する目的で飼育している肉用雌牛のうち、県外から導入されたものであって過去に県内で検査を受けたことのないもの 3 1、2以外の牛で、検査が必要と認められるもの	平成14年 4月1日 から 平成15年 3月31日 まで	酵素免疫測定法による検査又はヨ-ニン検査
馬伝染性貧血発生予防のため	県内全域	1 繁殖の用に供し、又は供する目的で飼育している雌馬及び当該雌馬と同一施設内で飼育している馬 2 種付けの用に供し、又は供する目的で飼育している雄馬及び当該雄馬と同一施設内で飼育している馬 3 競馬法(昭和23年法律第158号)による競馬に出場する馬 4 乗馬大会等に出場する馬	平成14年 4月1日 から 平成15年 3月31日 まで	寒天ゲル内沈降反応検査

家きんサルモネラ感染症のうちひな白痢発生予防のため	県内全域	種鶏	平成14年 4月1日 から 平成15年 3月31日 まで	急速凝集反応法
腐蛆病発生予防のため	県内全域	みつばち	平成14年 4月1日 から 平成15年 3月31日 まで	臨床検査及び細菌検査
豚の流行性脳炎の発生予察のため	県内全域	実施する区域で飼養されている豚(平成13年11月以降に生産され、かつ、最終採血が終了するまでワクチン接種を行わないものに限る。)のうち、地理的、自然的条件を考慮して所轄家畜保健衛生所長が選定するもの	平成14年 6月1日 から 平成14年 11月30日 まで	赤血球凝集抑制試験
牛のブルータング、アカバネ病、チュウザン病、アイノウイルス感染症、イバラキ病及び牛流行熱の発生予察のため	県内全域	実施する区域で飼養されている牛(平成13年11月から平成14年4月までに生産され、かつ、最終採血が終了するまでワクチン接種を行わないものに限る。)のうち、地理的、自然的条件を考慮して所轄家畜保健衛生所長が選定するもの	平成14年 6月1日 から 平成14年 11月30日 まで	ブルータング 寒天ゲル内沈降反応法 アカバネ病、チュウザン病、アイノウイルス感染症、イバラキ病及び牛流行熱 中和試験

畜産課

## ○長野県告示第174号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により、次のとおり告示する。

平成14年3月22日

長野県知事 田中康夫

## 1 施行者の名称

茅野市

## 2 都市計画事業の種類及び名称

茅野都市計画下水道事業 茅野市公共下水道

## 3 事業施行期間

昭和50年2月12日から

平成20年3月31日まで

## 4 事業地

## (1) 収用の部分

変更なし

## (2) 使用の部分

昭和50年長野県告示第69号、昭和54年長野県告示第267号、昭和54年長野県告示第665号、昭和56年長野県告示第393号、昭和57年長野県告示第607号、昭和59年長野県告示第307号、昭和61年長野県告示第332号、昭和62年長野県告示第582号、昭和62年長野県告示第836号、平成3年長野県告示第101号、平成4年長野県告示第788号、平成8年長野県告示第314号、平成9年長野県告示第66号及び平成11年長野県告示第77号の事業地に、宮川字神垣外、字上ノ平、字古御堂、字本久保、字横道下、字横道上、字下新田、字長峯、字由久保、字丸ヲサ、字高道、字打越及び字中ノ沢通並びに米沢字後田、字上ノ前、字砂田、字木ノ梨、字前田、字けんゑ、字舞台、字寄、字山崎田、字下河原、字上河原、字柳平、字下橋端上、字下橋境、字辻脇、字渋沢、字桑立木田、字平十郎久保及び字李久保並びに湖東字上ヤチ、字たいこうじ、字富士塚、字ニツ石、字中山、字子ノ神日向、字殿田、字伊勢宮裏、字市道下、字家裏、字家上、字宿中、字山之神、字山之神裏、字山之神上、字家前、字向原、字向田、字伊勢宮上、字伊勢宮下、字原中、字北之久保、字家下、字上仁反田、字登り坂、字上之山、字蛇田、字畑平、字赤ザレ及び字山ノ神社並びに豊平字赤ザレ、字東獄、字一ノ久保、字若宮峯、字堂下、字トクアミ、字バチ山、字夫婦石、字北原、字鎮辺坂、字神田日向、字宮の上、字宮の前、字仲尾、字城、字大塩、

字京塚、字河原田、字上河原、字上半田、字石行、字平石田、字坊主田、字居沢、字上の原、字中原、字華岡沢、字初田、字下寄、字石塔坂、字下コセ、字寺裏、字家下、字地獄谷、字寺上、字家上、字上コセ、字ガニ田、字伊那田、字イナ田、字蟹砂及び字石塔坂並びに玉川字中蔓根、字大口頭、字山ノ神、字山之神社、字川久保、字宮上、字宮向、字荻原、字内屋敷、字松葉、字後田、字後原、字御社宮司、字山ノ神前、字山ノ神、字日岸門日影、字茶立場、字前田、字笹蔓根、字中島日向、字塚尾根、字塚尾根頭、字二ノ丸汐下、字宿下日影、字宿下日向、字石毛、字家前通、字一本木通、字川久保、字上ノ原、字藪原川久保、字川久保日向舟久保、字赤田及び字宮原並びに金沢字矢の口、字林上、字横久保尻、字除畑、字横久保南風除、字羽場上、字荻久保、字下原山、字たか田、字元屋敷、字西畑、字御狩野、字屋敷添、字鬼立木、字阿原畔、字下手ヶ原、字山花、字赤井沢、字はこや、字下向原、字蟹出及び字梨の木並びに北山字栗平、字荻立場、字鬼石、字神尾坂、字地西田、字北垣外、字戸尻川、字榎畑、字原、字梨の木畑、字狐原、字三獄、字堀、字越道、字日向畑及び字芳原並びに泉野字家日向、字桂平、字二重段、字生戸坂上、字城越、字丸生戸、字小ハヤ裏笹尾根、字越道裏、字家裏、字越道、字越道上、字山道畑、字丸山道北、字八間割、字宿尻、字北ノヤチ、字小屋場前、字日鴨、字日乾、字鴨道北、字丸山尻、字華岡沢及び字大ナギ並びにちの字鬼場平を加え、宮川字大悦、字蟹畑、字柳田及び竜ヶ崎並びに米沢字上平、字西條、字扇俣、字西脇、字中溝、字金山、字家裏、字氏神、字下丸山、字舟久保、字中上、字中上手、字山道、字上之段、字上ノ原、字中之久保、字坂下、字大通道上、字前島、字山道、字上平ノ前、字舟久保、字宮脇、字宮前、字新田前、字北寄、字越蒔、字平出前、字宮前、字居平、字籠田、字ヲモ田、字猪在毛、字五輪久保、字堂久保、字北街道、字神手、字平手浦、字田城、字寄平、字屋敷添、字大道端、字前河原、字上河原、字上向川原及び舟久保並びに湖東字道祖神下、字白井出尾根、字家前、字花蒔、字柏木、字細田、字新井下、字古屋敷、字藤塚、字福沢境、字道平、字上之原、字上之山、字鎮辺坂、字水尻及び字牛ヶ丘並びに豊平字松葉日向、字百々強、字藤塚、字北原、字南原、字大塩、字糠塚、字平畑、字向原、字向原山ノ神、字菅田、字姥久保、字水上、字塩ノ目、字バチ村、字前田、字大泓、字家下、字中和田、字藤右衛門前、字家中、字西ノ田、字半田、字家上、字岩ノ上、字ナシノ木、字塩ノ目坂、字上場沢、字大持場、字家前、字砂田及び字山道並びに玉川字上屋鋪道、字上屋敷通、字井戸尻、字カジヤ、字藤塚、字式部汐、字頭無、字北久保、字屋敷、字家前、字中畑、字斧研、字前田、字二股、字平、字平向、字屋敷添、字牛首、字花水、字早川、字ささぎ畑、字仲田、字石遊場、字石田、字水口、字川久保、字川久保日向、字西垣外、字屋敷添、字汐上、字原畠ヶ、字横道上、字一本木、字中沢、字市道、字小泉原、字平九朗、字神手、字金山、字清右衛門畑、字日影、字昼飯場、字樋ノ木、字棚田、字中島、字糠塚、字沖田及び字地獄沢並びに金沢字裏之山、字東裏、字長峯、

字権現原、字割畑、字御狩野、字頭殿沢及び下原山並びに北山字下河原、字丸の内、字宮守沢、字城口、字北大塩道、字大口、字駒形、字宮ノ木、字堂上、字新川、字道下、字住来寺、字上之山及び字上ノ山並びに泉野字家浦、字向イ、字家前、字屋敷通り、字屋敷道、字家裏、字笹尾根、字北ノ原、字大汐上及び字居平並びにちの字葛井、字やすらぎ、字北沢、字柿ノ木平地内において事業地を変更する。

下水道課

○長野県告示第175号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を決定する。

その関係図面は、告示の日から平成14年4月8日まで、長野県土木部道路維持課及び長野県豊科建設事務所において、一般の縦覧に供する。

平成14年3月22日

長野県知事 田中康夫

- 1(1) 道路の種類 県道  
 (2) 路線名 穂高松本塩尻自転車道  
 (3) 道路の区域

区 間	敷地の幅員	延長
南安曇郡堀金村大字烏川4730番の1地先から 南安曇郡堀金村大字烏川4948番の3地先まで	m 4.0~11.5	km 0.6500

- 2(1) 道路の種類 県道  
 (2) 路線名 穂高松本塩尻自転車道  
 (3) 道路の区域

区 間	敷地の幅員	延 長
南安曇郡堀金村大字烏川2892番の1地先から 南安曇郡堀金村大字烏川3406番の1地先まで	m 3.6~16.0	km 0.6674

道路維持課

○長野県告示第176号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、告示の日から平成14年4月8日まで、長野県土木部道路維持課及び長野県長野建設事務所において、一般の縦覧に供する。

平成14年 3月22日

長野県知事 田 中 康 夫

- 1(1) 道路の種類 一般国道  
 (2) 路線名 406号  
 (3) 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延 長
上水内郡戸隠村大字祖山字砂田645番の1地先から 上水内郡戸隠村大字祖山字砂田621番の3地先まで	旧	m 5.4~24.5	km 0.2584
同 上	新	5.4~56.0	0.2584

- 2(1) 道路の種類 一般国道  
 (2) 路線名 406号  
 (3) 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員 m	延長 km
長野市大字西長野字盲塚64番の2地先から 長野市大字西長野字袖長野2番の1地先まで	旧	15.0~22.0	0.3075
同 上	新	17.6~29.8	0.3075

道路維持課

○長野県告示第177号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、告示の日から平成14年4月8日まで、長野県土木部道路維持課及び長野県豊科建設事務所において、一般の縦覧に供する。

平成14年3月22日

長野県知事 田 中 康 夫

- 1(1) 路線名 穂高松本塩尻自転車道  
 (2) 供用を開始する区間  
 南安曇郡堀金村大字烏川4730番の1地先から  
 南安曇郡堀金村大字烏川4948番の3地先まで  
 (3) 供用を開始する期日 平成14年3月22日
- 2(1) 路線名 穂高松本塩尻自転車道  
 (2) 供用を開始する区間  
 南安曇郡堀金村大字烏川2892番の1地先から  
 南安曇郡堀金村大字烏川3406番の1地先まで  
 (3) 供用を開始する期日 平成14年3月22日

## 道路維持課

## ○長野県告示第178号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、告示の日から平成14年4月8日まで、長野県土木部道路維持課及び長野県長野建設事務所において、一般の縦覧に供する。

平成14年3月22日

長野県知事 田中康夫

- 1 路線名 406号
- 2 供用を開始する区間  
長野市大字西長野字盲塚64番の2地先から  
長野市大字西長野字袖長野2番の1地先まで
- 3 供用を開始する期日 平成14年3月22日

## 道路維持課

## ○長野県告示第179号

道路法（昭和27年法律第180号）第48条の7第2項の規定により、自転車歩行者専用道路を次のとおり指定する。

その関係図面は、告示の日から平成14年4月8日まで、長野県土木部道路維持課及び長野県豊科建設事務所において、一般の縦覧に供する。

平成14年3月22日

長野県知事 田中康夫

1 路線名 穂高松本塩尻自転車道

2 指定する区間

- (1) 南安曇郡堀金村大字烏川4731番の3地先から  
南安曇郡堀金村大字烏川4822番の11地先まで
- (2) 南安曇郡堀金村大字烏川4823番の2地先から  
南安曇郡堀金村大字烏川4968番の3地先まで
- (3) 南安曇郡堀金村大字烏川4949番の1地先から  
南安曇郡堀金村大字烏川4948番の3地先まで
- (4) 南安曇郡堀金村大字烏川2892番の1地先から  
南安曇郡堀金村大字烏川2899番の1地先まで
- (5) 南安曇郡堀金村大字烏川2990番の1地先から  
南安曇郡堀金村大字烏川2910番の1地先まで
- (6) 南安曇郡堀金村大字烏川2911番の2地先から  
南安曇郡堀金村大字烏川3401番の1地先まで
- (7) 南安曇郡堀金村大字烏川3402番の1地先から  
南安曇郡堀金村大字烏川3406番の1地先まで

道路維持課

○長野県佐久地方事務所告示第4号

長野県収入証紙条例（昭和39年長野県条例第58号）第16条第2項の規定により、平成14年3月11日、次の売りさばき人の指定を取り消した。

平成14年3月22日

長野県佐久地方事務所長 井出祐司

住所

佐久市岩村田1229-8

名称

佐藤五朗

会計局

## ○長野県教育委員会教育長告示第1号

地域改善対策高等学校等進学奨励金貸与規程（昭和57年長野県教育委員会教育長告示第7号）は、平成14年3月31日限り、廃止する。ただし、平成14年3月31日においてこの告示による廃止前の地域改善対策高等学校等進学奨励金貸与規程（以下「旧規程」という。）に規定する進学奨励金の貸与の決定があった者については、旧規程の規定は、なお効力を有する。

平成14年3月22日

長野県教育委員会教育長 齊藤金司

同和教育課

## ○長野県教育委員会教育長告示第2号

次に掲げる告示は、平成14年3月31日限り、廃止する。

- (1) 社会同和教育振興事業補助金交付要綱（昭和50年長野県教育委員会教育長告示第9号）
- (2) 同和地区幼児幼稚園入園支度金等交付要綱（昭和50年長野県教育委員会教育長告示第10号）
- (3) 同和地区児童・生徒入学支度金支給事業補助金交付要綱（昭和53年長野県教育委員会教育長告示第3号）

平成14年3月22日

長野県教育委員会教育長 齊藤金司

同和教育課

## ○長野県教育委員会教育長告示第3号

同和教育啓発事業補助金交付要綱（昭和50年6月26日教育委員会教育長告示第5号）の一部を次のように改正し、平成14年度の補助金から適用する。

平成14年3月22日

長野県教育委員会教育長 齊藤金司

題名を次のように改める。

人権同和教育啓発事業補助金交付要綱

第1中「同和教育の」を「人権同和教育の」に、「同和教育啓発事業」を「人権同和教育啓発事業」に改める。

第2の表中「同和教育資料」を「人権同和教育資料」に、

「3分の2以内」

を

「2分の1以内」

に改める。

第4第1項中「同和教育啓発事業補助金交付申請書（様式第1号）」を「人権同和教育啓発事業補助金交付申請書」に改める。

第5中「同和教育啓発事業変更承認申請書（様式第2号）」を「人権同和教育啓発事業変更承認申請書」に改める。

第6第1項中「同和教育啓発事業実績報告書（様式第1号）」を「人権同和教育啓発事業実績報告書」に改める。

第7中「同和教育啓発事業補助金交付請求書（様式第3号）」を「人権同和教育啓発事業補助金交付請求書」に改め、同第7の次に次のように加える。

（申請書等の様式）

第8 この要綱に規定する申請書等の様式は、別に定める。

様式を削る。

同和教育課

○選告示第11号

昭和44年選告示第4号(地方自治法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律による直接請求をするための選挙権を有する者の数)の一部を次のとおり改正する。

平成14年 3月22日

長野県選挙管理委員会委員長 中 村 幸 枝

35,279	35,282
587,975	588,025
12,183	12,170
16,552	16,586
21,015	20,997
12,672	12,671
25,329	25,324
19,139	19,139
11,408	11,368
15,110	15,095
26,137	26,208
9,818	9,838
11,299	11,322
7,145	7,129
15,477	15,447
別表中 95,386	を 95,414
54,551	に改める。 54,539

32,550	32,556
15,236	15,217
28,250	28,222
14,144	14,148
19,739	19,754
11,885	11,885
16,227	16,222
8,874	8,890
11,262	11,266
8,361	8,336
9,333	9,316
14,389	14,429
16,685	16,699
10,491	10,494
17,338	17,356

選挙管理委員会

## ○選告示第12号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第189条第1項の規定により提出のあった平成13年7月29日執行の参議院長野県選出議員選挙における候補者の選挙運動に関する収入及び支出の報告書の要旨は、次のとおりである。

平成14年3月22日

長野県選挙管理委員会委員長 中村幸枝

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成13年 7 月29日執行参議院長野県選出議員選挙
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額  
(法定選挙運動費用額) 41,446,200円
- 3 報告書の要旨

候補者氏名	小 山 峰 男	所属党派	民 主 党	6月1日から 期間 第1回分 8月6日まで
出納責任者 氏 名	塩 沢 荘 吉			

収 入			支 出	
主たる寄附			人 件 費	1,976,300 円
(氏名・団体名)	(職 業)	(寄附額)	家 屋 費	4,278,042
民 主 党		12,000,000 円	選挙事務所費	4,254,042
民主党長野県参議院選挙区第3総支部		4,000,000	集会会場費	24,000
小 山 会		2,000,000	通 信 費	763,892
西 村 晴 彦	自 営 業	50,000	交 通 費	480,820
横 地 秀 人	農 業	50,000	印 刷 費	2,349,375
山 崎 道 秋	会 社 員	50,000	広 告 費	4,125,613
三 石 国 正	農 業	50,000	文 具 費	1,256,544
田 村 市 衛	自 営 業	40,000	食 糧 費	445,948
その他の寄附 16件		103,000	休 泊 費	1,266,756
その他の収入		0	雑 費	1,004,513
今 回 計		18,343,000	今 回 計	17,947,803
前 回 計		—	前 回 計	—
総 計		18,343,000	総 計	17,947,803

報告書受理年月日	平成13年 8 月10日	第 1 回報告分
----------	--------------	----------

候補者氏名	小 山 峰 男	所属党派	民 主 党	7月10日から 期間 第2回分 8月23日まで
出納責任者 氏 名	塩 沢 荘 吉			

収 入			支 出	
主たる寄附			人 件 費	円 0
(氏名・団体名)	(職 業)	(寄附額)	家 屋 費	307,758
民主党長野県参議院選挙区第3総支部		1,000,000	選挙事務所費	100,283
			集合会場費	207,475
			通 信 費	900,045
			交 通 費	0
			印 刷 費	0
			広 告 費	0
			文 具 費	0
			食 糧 費	0
その他の寄附		0	休 泊 費	0
その他の収入		0	雑 費	525
今 回 計		1,000,000	今 回 計	1,208,328
前 回 計		18,343,000	前 回 計	17,947,803
総 計		19,343,000	総 計	19,156,131

報告書受理年月日

平成13年9月17日

第2回報告分

候補者氏名	佐藤節子	所属党派	社会民主党	6月22日から 期間 第1回分 8月6日まで
出納責任者 氏名	市川秀雄			

収入			支出	
(氏名・団体名)	(職業)	(寄附額) 円		円
主たる寄附			人件費	7,512,500
社会民主党長野県連合		16,000,000	家屋費	1,294,591
たんぼぼの会		1,000,000	選挙事務所費	1,246,871
			集合会場費	47,720
			通信費	289,767
			交通費	20,450
			印刷費	2,433,275
			広告費	2,527,962
			文具費	548,075
			食糧費	657,681
その他の寄附		0	休泊費	407,570
その他の収入		0	雑費	313,203
今回計		17,000,000	今回計	16,005,074
前回計		-	前回計	-
総計		17,000,000	総計	16,005,074

報告書受理年月日

平成13年8月13日

第1回報告分

候補者氏名	佐藤節子	所属党派	社会民主党	8月3日から 期間 第2回分 9月7日まで
出納責任者氏名	市川秀雄			

収入			支出	
主たる寄附 (氏名・団体名)	(職業)	(寄附額) 円		円
		0	人件費	0
			家屋費	16,180
			選挙事務所費	16,180
			集合会場費	0
			通信費	796,181
			交通費	0
			印刷費	0
			広告費	5,250
			文具費	0
			食糧費	0
その他の寄附		0	休泊費	78,645
その他の収入		0	雑費	0
今回計		0	今回計	896,256
前回計		17,000,000	前回計	16,005,074
総計		17,000,000	総計	16,901,330

報告書受理年月日	平成13年9月18日	第2回報告分
----------	------------	--------

候補者氏名	羽田 雄一郎	所属党派	民主 党	6月29日から 期間 第1回分 8月10日まで
出納責任者 氏名	田中英雄			

## 収 入

## 主たる寄附

(氏名・団体名)	(職 業)	(寄附額) 円
民主 党		12,000,000
池田 正治	自 営 業	30,000
翼 雄 会		5,000,000
細金 鉦生	会社役員	100,000
久保 忠夫	"	100,000
佐藤 等	"	50,000
臼田 きく江	無 職	30,000
荻原 徳子	"	30,000
安江 高亮	会社役員	30,000
杵屋 彌吉	自 営 業	50,000
庄山 昂	"	50,000
土屋 禎	"	30,000
佐々木 利和	会社役員	100,000
丸山 大司	自 営 業	100,000
丸山 和敏	"	100,000
山岸 昌登	"	30,000
金澤 俊之	会社役員	50,000
民主党長野県参議院選挙区第2総支部		5,000,000
津下 紘次	会社役員	100,000
寺島 嘉仁	会 社 員	30,000
山崎 紹七	会社役員	30,000
池内 光充	会 社 員	100,000
吉田 徳寧	会社役員	50,000
渡辺 美道	団体役員	200,000
石塚 嘉四郎	会社役員	50,000
山崎 広子	"	30,000
島崎 陽吉	農 業	30,000
その他の寄附 51件		461,000
その他の収入		0

## 支 出

人 件 費	5,364,000
家 屋 費	7,451,825
選挙事務所費	7,383,005
集合会場費	68,820
通 信 費	142,129
交 通 費	2,150,000
印 刷 費	3,655,040
広 告 費	2,040,886
文 具 費	443,412
食 糧 費	631,847
休 泊 費	1,260,658
雑 費	484,617

今回計	23,961,000	今回計	23,624,414
前回計	—	前回計	—
総計	23,961,000	総計	23,624,414

報告書受理年月日	平成13年8月13日	第1回報告分
----------	------------	--------

候補者氏名	吉田博美	所属党派	自由民主党	7月12日から 期間 第1回分 8月13日まで
出納責任者氏名	宮島桂治			

収入			支出	
(氏名・団体名)	(職業)	(寄附額) 円		円
主たる寄附			人件費	7,591,000
自由民主党本部		5,000,000	家屋費	3,427,945
自由民主党長野県参議院選挙区第二支部		30,000,000	選挙事務所費	3,010,935
			集合会場費	417,010
			通信費	2,926,781
			交通費	1,173,863
			印刷費	5,260,455
			広告費	4,921,844
			文具費	902,981
			食糧費	297,524
その他の寄附		0	休泊費	863,195
その他の収入		0	雑費	1,420,816
今回計		35,000,000	今回計	28,786,404
前回計		—	前回計	—
総計		35,000,000	総計	28,786,404

報告書受理年月日	平成13年8月13日	第1回報告分
----------	------------	--------

候補者氏名	吉田博美	所属党派	自由民主党	7月21日から 期間 第2回分 8月29日まで
出納責任者氏名	宮島桂治			

収入			支出	
主たる寄附 (氏名・団体名)	(職業)	(寄附額) 円		円
			人件費	0
			家屋費	0
			選挙事務所費	0
			集合会場費	0
			通信費	2,584,719
			交通費	0
			印刷費	45,465
			広告費	1,027,733
			文具費	12,960
			食糧費	0
その他の寄附		0	休泊費	182,600
その他の収入		0	雑費	40,705
今回計		0	今回計	3,894,182
前回計		35,000,000	前回計	28,786,404
総計		35,000,000	総計	32,680,586

報告書受理年月日	平成13年11月29日	第2回報告分
----------	-------------	--------

候補者氏名	山口典久	所属党派	日本共産党	7月11日から 期間 第1回分 7月29日まで
出納責任者 氏名	岡沢郁夫			

収 入			支 出	
主たる寄附			人件費	3,230,000
(氏名・団体名)	(職 業)	(寄附額)	家屋費	0
日本共産党長野県委員会		1,177,970	選挙事務所費	0
小池佳都彦	団体職員	170,000	集会会場費	0
神戸今朝人	無 職	170,000	通 信 費	440
矢口佐武郎	団体職員	170,000	交 通 費	65,886
戸谷昌司	〃	170,000	印 刷 費	2,642,400
小林喜美治	〃	170,000	広 告 費	869,700
福元博一	〃	170,000	文 具 費	0
藤原超	〃	170,000	食 糧 費	74,059
大池一彦	〃	170,000	休 泊 費	467,503
篠田昭一	〃	170,000	雑 費	57,982
長瀬由希子	〃	170,000		
鈴木航	〃	170,000		
田尻衛	〃	170,000		
茂木祐司	〃	170,000		
上条雅司	〃	255,000		
高田カツ子	〃	255,000		
和田明子	〃	255,000		
藤岡義英	〃	255,000		
その他の寄附		0		
その他の収入		0		
今 回 計		4,407,970	今 回 計	7,407,970
前 回 計		—	前 回 計	—
総 計		4,407,970	総 計	7,407,970

報告書受理年月日

平成13年8月10日

第1回報告分

選挙管理委員会